

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の

一部を改正する政令案要綱

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正

一 特別管理産業廃棄物である廃石綿等の範囲について、発生源を建築物その他工作物とすること。（第

二条の四第五号へ関係）

二 石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することとすること。（第三条第一号ホ及び第六条

第一項第一号ロ関係）

三 石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所には、石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとすること。（第三条第一号ト、又及び同条第二号ト(1)並びに

第六条第一項第一号ニ、へ及び同項第二号ニ(1)関係）

四 石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこととする。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでないこと。 (第三条第二号ト(2)及び第六条第一項第二号二(2)関係)

五 石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、最終処分場 (第五条第二項又は第七条第十四号に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に限る。) のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うとともに、埋め立てる石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとする。 (第三条第三号チ及び第六条第一項第三号ヨ関係)

六 石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物を四の規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。 (

第三条第三号リ及び第六条第一項第三号ム関係)

七 一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理に係る特例について、認定証の交付及び休廃止等の届出に関する事項を定めること。(第五条の十一、第五条の十二及び第七条の七関係)

八 産業廃棄物処理施設の設置許可の対象及び当該許可に当たって市町村長の意見聴取等の手続を要する施設として、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設を追加すること。(第七条及び第七条の二関係)

九 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正

一 船舶から海域の埋立場所等に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物を排出する場合においては、第一の四及び六又は第一の五により排出すること。(第五条第一項第八号及び第九号関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこと。

第三 附則

一 この政令は、平成十八年十月一日から施行すること。ただし、第一の七は、石綿による健康等に係る

被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年八月九日）から施行すること。（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を設ける。（附則第二条及び第三条関係）

三 関係政令について所要の改正を行うこと。（附則第四条関係）